

次の自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについて、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 15 日

長崎市長 鈴木 史朗

1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和 6 年度長崎市自動販売機設置事業者公募
- (2) 貸付物件 別紙のとおり
- (3) 貸付期間 令和 6 年 8 月 1 日（木）から令和 9 年 7 月 31 日（土）（3 年間）
ただし、次の物件については期間が異なります。
・物件番号 47 令和 6 年 8 月 1 日（木）から令和 8 年 7 月 31 日（金）
午後 6 時 30 分まで（2 年間）。
- (4) 用途 飲料（清涼飲料水等）の自動販売機の設置・運営に限るものとする。
- (5) 貸付料 貸付料は、落札金額（貸付期間分）に消費税相当分を加算した金額とする。
- (6) 貸付料の改定 経済事情の著しい変動その他やむを得ない理由が生じたときは、貸付料の改定をすることができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者（建設工事に係る有資格業者にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）でないこと。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (4) 同一入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

- (5) 対象契約ごとの業務の履行能力がある者であること。
- (6) 市町村税、消費税及び地方消費税に関し、未納がないこと。

3 契約条項等を示す日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年4月15日(月)から令和6年5月10日(金)まで
(午前8時45分から午後5時30分まで)

※長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項(第3号を除く。)に規定する本市の休日を除く。

※正午から午後1時までを除く。

- (2) 場 所 長崎市財務部資産経営課(長崎市役所10階)

4 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年6月24日(月)午前9時30分

- (2) 場 所 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所9階中会議室

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。

- (2) 契約保証金は、1年当たりの契約金額の100分の10以上の額を契約までに納める。

長崎市契約規則(昭和39年長崎市規則第26号)第34条第3号に該当する場合は、免除する。

6 入札参加申請等

入札の参加を希望する者は、事前に令和6年度長崎市自動販売機設置事業者公募要項(以下「公募要項」という。)の各記載事項を承知のうえ、定められた期間内に入札参加申請書等の関係書類を提出しなければならない。

(1) 入札参加申請書等の配布期間及び配布場所（入札公告期間）

配布期間（入札公告期間）	配布場所
令和6年4月15日（月）から 令和6年5月10日（金）まで ※窓口時間は、午前8時45分から正午まで 及び午後1時から午後5時30分まで（土・日・祝祭日を除く。）	【窓口配布場所】 長崎市財務部資産経営課（市役所10階） TEL：095-829-1127 ※公募要項は、市のホームページから取得可能

(2) 入札参加の申請期間及び申請方法

申請期間	申請方法（郵送又は持参）
令和6年4月15日（月）から 令和6年5月10日（金）まで ※提出書類は、公募要項7ページを参照すること。 ※入札参加資格の有無については、令和6年5月27日（月）までに、「返信用封筒（94円切手を貼付した定形長形3号）」にて「制限付一般競争入札参加資格確認通知書」を送付する。又、参加が決定した事業者には、該当する「入札書（第5号様式）」及び「封筒用貼付用紙」を送付する。	ア 郵送の場合 「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」又は「特定記録郵便」のいずれかの方法により、令和6年5月10日（水）必着で、次の宛先まで郵送すること。 〒850-8685 長崎市魚の町4-1 長崎市役所 資産経営課」宛 イ 持参の場合 長崎市財務部資産経営課 （長崎市役所10階）※窓口時間は上記と同じ。

7 入札参加資格の決定及び通知方法

通知期限	通知方法
令和6年5月27日（金）まで	入札参加の可否については、「制限付一般競争入札参加資格確認通知書」で通知。

8 質疑応答

質問受付期間	回答方法
令和6年4月15日（月）から 令和6年4月26日（金）午後5時30分まで ※質問は、「第1号様式」を使用して、E-mail又はFAXで問い合わせること。 ○E-mail: shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp ○FAX: 095-829-1248	令和6年5月8日（月）までに E-mail 又は FAX で、質問者へ回答したうえで、回答書を市ホームページ及び資産経営課において閲覧に供する。

9 入札の方法

(1) 提出方法

提出期間	提出方法
入札参加資格決定の通知日から 令和6年6月17日（月）まで	この入札は、郵便入札制度で実施する。 本市から送付した「入札書（第5号様式）」 及び「封筒用貼付用紙」を必ず使用して、 「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」又は 「特定記録郵便」いずれかの方法により、次 の宛先へ郵送すること。これら以外の方法に よるものは受け付けない。「入札書」及び 「封筒用貼付用紙」が不足する場合はコピー で対応すること。 宛先 〒850-8799 日本郵便㈱長崎中央郵便局留 郵便入札用入札書在中 （長崎市役所 資産経営課 抜）宛 郵便局窓口から郵送すること。（ポストに 投函は不可）

(2) 開札方法

ア 開 札

入札書の開札日時及び会場において「入札書」を開札する。なお、開札に当たっては、立会人のもとで開札を行う。

イ 落札者の決定方法等

本市が設定する予定価格以上の額で、かつ、最高の金額で入札した者を設置事業者とする。なお、予定価格は公表しない。

また、落札者となるべき同額の入札が2者以上ある場合は、くじによる決定方法(自動決定方式)により落札者を決定する。

(3) 入札執行回数等

入札執行回数は1回とする。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 申請書又は添付書類において虚偽の記載があった者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札参加要件等に違反した入札
- (3) 入札金額を訂正した入札

- (4) 入札金額が確認できない入札
- (5) 長崎市契約規則第12条の規定に該当する入札
- (6) 本市所定の入札書を使用しない入札
- (7) 封筒用貼付用紙を封筒に貼り付けずに郵送された入札書による入札
- (8) 本市が指定する郵送方法によらないで郵送された入札書による入札

11 入札書の撤回等

入札者は、本市に到達した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札書提出後の入札辞退

開札の直前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を入札辞退届（第7号様式）にて郵便又は持参の方法により届け出なければならない。

13 入札参加上の注意事項

令和6年度長崎市自動販売機設置事業者公募要項のとおり

14 異議申し立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、その他契約事項等について不明を理由として異議を申し立てることができない。

15 問い合わせ先

長崎市魚の町4番1号

長崎市財務部資産経営課（長崎市役所10階）

電話 代表 095（822）8888 内線3733

直通 095（829）1127

貸付物件一覧

希望欄	物件番号	部局名	担当課	自販機設置施設名	同左内設置場所	台数	貸付年数	土地建物区分
	1	市民生活部	文化振興課	長崎ブリックホール	正面玄関横	1台	3年	土地
	2	市民生活部	文化振興課	長崎ブリックホール	通用口	1台	3年	土地
	3	市民生活部	文化振興課	長崎ブリックホール	2階休憩所	1台	3年	建物
	4	市民生活部	文化振興課	長崎ブリックホール	3階休憩所	1台	3年	建物
	5	市民生活部	スポーツ振興課	三和体育館	三和体育館内(玄関)	1台	3年	建物
	6	文化観光部	文化財課	外海歴史民俗資料館	玄関横(外部)	1台	3年	土地
	7	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	管理事務所①	1台	3年	土地
	8	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	管理事務所②	1台	3年	土地
	9	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	庭球場トイレ脇	1台	3年	土地
	10	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	庭球場クラブハウス①	1台	3年	建物
	11	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	庭球場クラブハウス②	1台	3年	建物
	12	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	庭球場クラブハウス③	1台	3年	建物
	13	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	庭球場クラブハウス④	1台	3年	建物
	14	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	庭球場クラブハウス⑤	1台	3年	建物
	15	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	庭球場クラブハウス⑥	1台	3年	建物
	16	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	第1駐車場屋外トイレ①	1台	3年	土地
	17	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	第1駐車場屋外トイレ②	1台	3年	土地
	18	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	第2駐車場屋外トイレ①	1台	3年	土地
	19	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	第2駐車場屋外トイレ②	1台	3年	土地
	20	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	第3駐車場屋外トイレ①	1台	3年	土地
	21	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	第3駐車場屋外トイレ②	1台	3年	土地
	22	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	陸上競技場①	1台	3年	土地
	23	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	野球場①	1台	3年	土地
	24	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	野球場②	1台	3年	土地
	25	土木部	土木総務課	長崎市総合運動公園	野球場③	1台	3年	土地

希望欄	物件 番号	部局名	担当課	自販機設置施設名	同左内設置場所	台数	貸付 年数	土地 建物 区分
	26	土木部	土木総務課	平和公園	ラグビー・サッカー場①	1台	3年	建物
	27	土木部	土木総務課	平和公園	ラグビー・サッカー場②	1台	3年	建物
	28	土木部	土木総務課	香焼総合公園	管理事務所前①	1台	3年	土地
	29	土木部	土木総務課	香焼総合公園	管理事務所前②	1台	3年	土地
	30	土木部	土木企画課	松山町駐車場	地下1階事務所横①	1台	3年	建物
	31	土木部	土木企画課	松山町駐車場	地下1階事務所横②	1台	3年	建物
	32	土木部	土木企画課	松山町駐車場	地下1階市民プール側①	1台	3年	建物
	33	土木部	土木企画課	松山町駐車場	地下1階市民プール側②	1台	3年	建物
	34	土木部	土木企画課	松山町駐車場	地下1階市民プール側③	1台	3年	建物
	35	土木部	土木企画課	松山町駐車場	地下1階陸上競技場側①	1台	3年	建物
	36	土木部	土木企画課	松が枝町駐車場	1階事務所横	1台	3年	土地
	37	土木部	土木企画課	松が枝町第2駐車場	1階エレベータエントランス	1台	3年	建物
	38	土木部	土木企画課	平和公園駐車場	地下1階中央	1台	3年	建物
	39	中央総合事務所	地域整備1課	北部現場事務所	1階	1台	3年	建物
	40	南総合事務所	地域福祉課	長崎のもぞき恐竜パーク体 育館	玄関横のロビー	1台	3年	建物
	41	南総合事務所	伊王島地域センター	伊王島地区活性化交流拠点 施設	建物外側、入口横	1台	3年	土地
	42	南総合事務所	三和地域センター	三和公民館	1階ロビー	1台	3年	建物
	43	北総合事務所	地域福祉課	琴海地域センター	1階ロビー奥のテラス	1台	3年	土地
	44	北総合事務所	琴海地域センター	琴海文化センター	1階通路	1台	3年	建物
	45	教育委員会	生涯学習施設課	長崎市科学館	2階学習室横	1台	3年	建物
	46	教育委員会	生涯学習施設課	長崎市科学館	3階休憩コーナー	1台	3年	建物
	47	こども部	こども政策課	長崎市あぐりの丘	休憩所内(村のエリア)	1台	2年	建物
	48	南総合事務所	地域福祉課	高島いやしの湯	自動販売機コーナー	1台	3年	建物